

經濟論叢

第116卷 第3・4号

経営管理の機能構造	降旗武彦	1
組織の経済学と目標関数	山田保	27
アイルランドにおける農民層分解と 地主的土地清掃	本多三郎	45
標本調査法の諸問題	木下滋	69
18世紀イギリスにおける地主の 所領経営と農業資本主義	酒井重喜	91

大正初期河上肇寄贈図書目録

昭和50年9・10月

京都大學經濟學會

アイルランドにおける農民層分解と 地主的土地清掃

——19世紀後半アイルランド土地問題(3)——

本 多 三 郎

一方における、法外な地代、劣悪な保有条件、いつでも追放の憂目に会う危険性を伴った無権利、大多数がこうした劣悪な借地条件のもとにおかれた70数万人のアイルランド農民、他方には、アイルランド全土の2分の1以上の土地を独占するイギリス人土地貴族を中核とした1000名に満たない巨大土地所有者、この対極的な存在、これが、19世紀後半アイルランドの土地所有をめぐる基本的対抗関係であり¹⁾、あの土地戦争²⁾が闘われた基本的背景であった。では、この土地所有諸関係の内部に進行しつつそれを桎梏と化し、土地戦争を必然化させるに至った生産＝農業経営にあらわれた経済的傾向は何であったろうか、言いかえれば、19世紀後半、とりわけ、1870—80年代におけるアイルランド農民層の分解の状況と、土地所有の側からのそれへの対応はいかなるものであったのか、これらの点の解明が本稿の課題である。それは同時に、アイルランド農業、就中、農民層のどのようなあり方がイギリス産業資本への安価な労働力の供給基盤となっていたのか、この19世紀イギリス資本主義の分析に不可欠な論点を解明するための基礎作業の一端を担うものとなるはずである。

とはいえこの問題に関しては、総じて充分依拠するに足る包括的なセンサス

-
- 1) 19世紀後半アイルランドにおける土地所有関係については、拙稿「19世紀後半アイルランドにおける土地所有関係とイギリス地主制度」京都大学経済学会『経済論叢』第112巻第5号1973年11月を参照されたい。
 - 2) アイルランド土地戦争については、拙稿「19世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法」同上、第112巻第1号1973年7月を参照されたい。

資料を欠いている³⁾。諸文献のうちに提供されている数値は、多くの場合断片的で、その形式もかなりの程度まちまちである。本稿の分析は、これらの数値を可能なかぎり調整的に利用しながら、当該時期のアイルランド農業の内部構造にあらわれた基本的傾向を概観するところみである。

I 農民層の分解

1870—80年代の農民経営相互の関係を検討することに先立って、19世紀中葉から後半を通じてのアイルランドにおける面積規模別農場分布状況ならびにその変化に注目しておきたい(第1表)。

第1表 面積規模別農場数

農場規模	1841年	1851年	1861年	1871年	1881年	1891年	1901年
1 未 満	134,314	37,728	?	?	?	55,628	74,328
1以上～ 5未満	310,436	88,083	85,469	74,807	67,071	63,464	62,855
5以上～ 15未満	252,799	191,854	183,931	171,383	164,045	156,661	154,418
15以上～ 30未満	79,342	141,311	141,251	138,647	135,793	133,947	134,091
30 以 上	48,625	149,090	157,833	159,303	159,834	162,940	164,483
30以上～ 100未満	?	120,033	126,382	127,916	?	130,282	131,662
100 以 上	?	29,057	31,451	31,387	?	32,658	32,821
総農場数	825,516	608,086	?	?	?	572,640	590,175

[出所] H. Mortens, *Die Agrarreformen in Irland*, 1915, S. 15, S. 268, M. J. Bonn, *Modern Ireland and Her Agrarian Problem*, translated from the German by T. W. Rolleston, 1906, p. 46, B. L. Solow, *The Land Question and the Irish Economy, 1870-1903*, 1971, p. 108, G. O'Brien, *The Economic History of Ireland from the Union to the Famine*, 1921, p. 59. より作成。

まず、イギリスの穀物法廃止(1846年)と1840年代半ばにアイルランドを襲っ

3) 当該時期の面積規模別分類にもとづく農場数、面積、牛の所有頭数に関する農業統計が存在することは、先学の諸著作に引用されていることからして明らかである。筆者は残念ながら原資料を入手していない。なお、経営状態をより鮮かに示し、本稿の課題にとってより重要な、農機具・機械、労働力等に関する統計は、おそらく1912年以降になって初めて与えられるのであろう。

た大飢饉⁴⁾とをなかにはさんだ1841年と51年の数字は、この10年間に農業における経営規模別階層構成に激しい変化が生じたことを物語っている。第一に、農場総数の著しい減少である。減少した農場数は約21.7万農場にのぼり、それは1841年の農場総数(約82.6万)の4分の1強(26%強)に当たっている。これらの数字はなによりも飢饉のすさまじさを想わせるものである。第二に、この大幅な減少は、15エーカー未満の小規模経営群の減少に起因したものであった。すなわち、これらの小規模農場はこの10年間に約69.8万農場から31.8万農場へとその数を半減させたのである。第三に、15エーカー未満農場の大幅な減少と対照的に、15エーカー以上の農場、とりわけ、30エーカー以上の農場がその数を急激に増大させている。後者はこの期間にその数を3倍にしたのであった。

総じて、1841年から51年にかけての10年間に、15エーカー未満の小規模農場の大量の減少と、農場総数の中でこれらの農場群が占める割合の大幅な低下(84.4%→52.3%)、他方、面積規模の比較的大きい30エーカー以上の農場の急増と、総農場中に占めるその割合の増大(6.0%→24.5%)、というかたちでの農場面積規模別階層構成の大幅な変更が生じたのである。この事実は、穀物法廃止と大飢饉の影響下において、小規模農場の破壊と農民層分解が急激に進行したことを推定させるに十分なものである。

4) 1845年から48年にかけて、ジャガイモが病気発生のために大凶作におちいった(1846年には1,600万ポンドにのぼるジャガイモが被害を受けて破壊された)。ジャガイモはアイルランド全人口のおよそ3分の1がもっぱら主食として強いられていた食料であって、凶作の結果、大規模な飢饉が発生した。1845年から47年までに少なくとも100万人が飢饉のために死亡し、他方、渡航費を何とかして拮出することができた者は、イギリス、アメリカ合衆国等への移住に生きのびる道を求めた。1847年から54年までに160万人以上が移住したと言われている。このような悲惨な結果をもたらした大飢饉はまさにイギリスによる植民地的支配が生み出した人災にほかならなかった。膨大な数のアイルランド人が餓死し、海外へ逃がれていく真最中に、アイルランドで生産された、アイルランド全人口を養うのに十分な穀物がイギリスに運び出されていたのである(飢饉中であっても、オート麦、小麦、大麦、牛等の農畜産物の生産は維持されており、オート麦、小麦、大麦などはむしろ、その後生産は低下して、この飢饉期に最高の生産水準にあったとさえ言える。小麦は、この時期、毎年50万トン以上がイギリスに輸出されていたと言われている)。掘越智『アイルランドの反乱』1970年、89-91ページ、M. Hayden & G. A. Moonan, *A Short History of the Irish People*, 1921, pp. 496-499, D. A. E. Harkness, *Irish Emigration*, in *International Migrations*, edited by W. F. Willcox, 1969, p. 265.

だが同時に次の点を看過することはできない。1851年の時点において、15エーカー未満農場は総農場の過半(52.3%)を占めており、30エーカー未満全体の農場をとれば、それは75.5%という極めて高い割合となっている。つまり、1840年代の大規模な農業変革ともいべき過程のなかで、大量の小規模農場の解体と規模の比較的大きい農場の急増をみる一方、1850年代に入ってなお依然として、アイルランド農業は、30エーカー未満の小規模農場がその数において圧倒的に高い比重を占める状態を維持していたのである。

ところで、同じ第1表から、1851年以降の50年間は、激動の10年間に顕著に現われたこの同じ傾向が、漸次的に進行する過程であったことを示している。第一に、30エーカーを境に、それ以下の農場群が、1エーカー未満の農場を除いて、ほぼ一貫してその数を減少させており、他方、それ以上の農場群は一貫して増加している。第二に、1エーカー未満の極零細な農場は、1841年から51年にかけて大量に減少したのであったが、その後着実に増加している。第三に、30エーカー以上の農場の一貫した増加のなかで、100エーカー以上の大規模農場がわずかづつではあるが増加し、3万農場以上を数えるに至っている、等々である。

面積規模別農場分布とその変化にみられる以上の特徴的事態は、いかなる経済的意味、農民経営相互のどのような新たな関係の形成を表現するものであったのだろうか。ここで、右の面積規模別農場分布の変動の背後で進行した耕種農業の衰退と、とくに大規模農場の主導下での牧畜業の発展の事実⁵⁾に、さしあたり必要なぎりぎりで触れておかねばならない。

第2表は、1854年から74年までの20年間と、1874年から1912年までの38年間における面積規模別農場群の耕地面積増減率を示したものである。1874年に至る期間に、500エーカー以上の最大農場における43%を最高に、以下16%に至る割合で、全ての階層にわたって耕地面積が大幅に減少している。1874年以降

5) なおこうしたアイルランド農業の発展に関しては次稿「アイルランド農業とイギリス資本主義(仮題)」で詳細に検討する予定である。

においても、500 エーカー以上の農場で例外をみることができものの、それ以前の時期と劣らない程度の規模で耕地が引き続き減少している。ただ、74年以降においては、それ以前とは逆に、小規模農場における耕地の減少の程度が大規模農場に比べてより大きくなっている。

第2表 農場規模別耕地面積増減率

農場規模	1854~1874年	1874~1912年
1以上 5未満	- 16	- 41
5以上 15未満	- 18	- 33
15以上 30未満	- 21	- 31
30以上 50未満	- 23	- 25
50以上100未満	- 24	- 18
100以上200未満	- 31	- 7
200以上500未満	- 34	- 8
500以上	- 43	+ 27

〔出所〕 John Hooper, Report in *Agricultural Statistics 1847 to 1926*.

こうした耕地面積の大幅な減少

の意味は何か。第3表は、各農場における耕地と草地との割合を農場面積規模別に示す1871年の数字である。

第3表 1871年における農場規模別土地利用の割合

ここで、農場面積が大きくなればなるほど、耕地に比して草地の割合が高くなり、逆に、面積が小さい農場ほど、草地に比して耕地の割合が高くなっていることがわかる。30エーカー以上の農場は農場面積の50%以上が草地であり、30エーカー未満、就中、15エーカー未満の農場にあっては、農場面積の50%近く、もしくは60%以上が耕地で

農場規模	耕 地	草 地 (Grass)	荒 蕪 地
エーカー	%	%	%
1 未 満	85.1	5.5	8.4
1以上 5未満	63.5	27.5	7.9
5以上 15未満	47.4	42.9	9.0
15以上 30未満	40.6	48.1	10.7
30以上 50未満	35.3	51.1	12.8
50以上100未満	28.9	54.8	15.1
100以上200未満	21.3	57.2	19.4
200以上500未満	12.7	52.5	31.4
500以上	3.2	33.2	60.3
全 体	27.7	49.6	21.0

〔出所〕 H. Martens, a. a. O., S. 36.

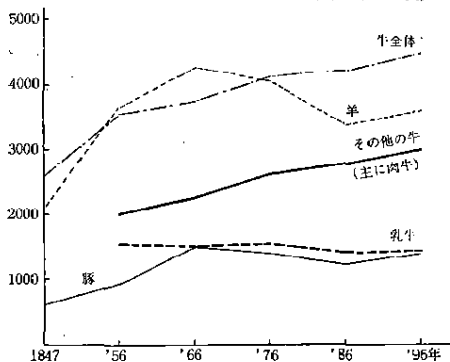
ある。500エーカー以上の農場は、一見したところ例外をなしているようにみえる。そこでは草地の割合が33.2%である。しかし、60.3%を占める荒蕪地の存在を考慮しなければならぬ。この群においては、農地面積のなかで占める草地の割合こそが重要であって、それは極めて高く(90%強)、逆に、耕地の割

合が問題にならないほどに微小である。総じて、農場面積がより大きくなるにつれて、農業経営の重心が草地すなわち牧畜に傾き、より小さくなるにつれてそれが耕種農業に傾いているのである。

こうしたことから、同じく耕地面積の減少であっても、農場面積の規模の大小によって、そのもつ意味がはなはだ相違していたことがわかる。すなわち、30エーカー未満の農場、わけても、15エーカー未満の農場では、耕地面積の大幅な減少は、部分的には、耕地の草地への転換、耕種農業から牧畜業への切りかえを意味しはしたものの、主として、耕種農業を主体とする農業経営それ自体の零落・破綻を表現するものであり、他方、30エーカー以上の農場にあっては、それは主に、耕種農業から牧畜業への転換、経営の改良・強化を示すものであったと考えられるのである。事実、耕種農業から牧畜業への転換は、やや先どりして言えば、当初、より規模の大きい農場を先頭にして展開し、その後、小規模農場の零落化を伴いながら全ての農場を包摂する全構造的なものとして展開していったのである。

したがって、こうした牧畜業、とくに肉牛飼育業の発展(第1図)の事実に着

第1図 アイルランドの家畜頭数
(単位1,000頭)



[出所] B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1962, pp. 84-85.
より作成。

目すれば、さきの農場規模別階層構成の変化に示される傾向の意味をとらえるためには、より立ちいって、ほかならぬ各農業経営群における各種牛所有分布状況を見ることが決定的に重要である。この点から、1870—80年代の農民経営相互の関係を一層詳しく検討することにしよう。

第4表は、1871年における面積規模別農場数とその構成比率、各種牛所有頭数比率、ならびに一農

第4表 1871年における各種牛所有状況

農場面積	農場数 ^{注)}		牛所有百分比					一農場平均牛所有頭数									
	実数	百分比	その他の牛(主に肉牛)			乳牛	全牛	その他の牛(主に肉牛)			乳牛						
			2歳以上	2歳未満 1歳以上	1歳未満			2歳以上	2歳未満 1歳以上	1歳未満							
												2歳以上	2歳未満 1歳以上	1歳未満			
下位	1 エーカー未満	?	8.2	0.0	0.1	0.3	0.3	—	—	—	—	—	—				
	1以上～5未満	74,807	12.6	49.7	0.5	5.0	0.9	10.7	1.8	16.8	2.2	18.2	0.8	0.05	0.09	0.2	0.5
	5以上～15未満	171,383	28.9	4.5	9.7	14.7	15.7	2.8	0.2	0.4	0.7	1.4	2.6				
中位	15以上～30未満	138,647	23.4	10.0	18.2	23.7	23.3	5.6	0.6	1.0	1.4	2.6					
	30以上～50未満	72,841	12.3	45.0	11.3	41.1	17.3	58.2	19.8	65.4	19.1	64.1	9.4	1.3	1.8	2.3	4.0
	50以上～100未満	55,075	9.3	19.8	22.7	21.9	21.7	15.5	3.0	3.1	3.4	6.1					
上位	100以上～200未満	21,319	3.6	23.5	17.0	11.8	12.0	28.6	9.3	6.0	4.7	8.7					
	200以上～500未満	8,291	1.4	5.3	23.0	53.9	11.0	31.1	5.1	17.8	4.9	17.7	47.6	23.4	9.9	5.1	9.0
	500以上	1,777	0.3	7.4	3.1	0.9	0.8	59.5	34.8	12.9	4.4	7.3					
計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0										

注) B. L. ソロウが挙げている百分比とH. マルテンスの挙げている実数とは照応していない。しかし、わずかの相違であるので、百分比はソロウの数字を利用した。実数について、30エーカー以上は一括した数字しかわからなかった。ソロウの比率を使って、30エーカー以上の農場数を分割した。1エーカー未満の実数はわからない。およそ4.9万程度と考えられる。

〔出所〕 H. Martens, *a. a. O.*, S. 15, S. 38, B. L. Solow, *op. cit.*, p. 108. より作成。

場平均牛所有頭数を示したものである。牛所有の分布における不均等が非常に著しいことがわかる。ここではひとまず、農場面積15エーカー未満の農場群を下位の群、15エーカー以上で100エーカー未満の農場群を中位の群、100エーカー以上の農場群を上位の群とした⁶⁾。

下位の農場群はおよそ295,000農場からなっており、それは総農場の過半に近い49.7%に当たっている。だが、歴大な数の農場からなるこの群に所有されている牛はごく少数である。主に肉牛からなるその他の牛で、1歳未満の幼牛の16.8%、1歳以上で2歳未満の牛の10.7%、2歳以上の牛の5%がこれらの群に属しているにすぎない。分布の比重が最も高い乳牛についてさえその比率は18.2%である。一農場当たり平均牛所有頭数をとれば、1エーカー未満の農場はもちろんのこと、5エーカー未満で1エーカー以上の農場ですら、各種の牛を総計してなお1頭の牛も所有していない状態である。5エーカー以上で15エーカー未満の農場においても所有する牛の頭数は極めて少く、その他の牛を各年齢別にそれぞれ1頭以下、乳牛を1.4頭所有しているだけである。総じて、農場面積15エーカー未満の下位の農場群は、アイルランド牧畜業の底辺にあって歴大な数にのぼる農場群を形成する一方、その経営規模は極めて零細であり、牛の所有分布において著しく小さな割合を占めているにすぎない。わずかに、乳牛と肉畜用幼年段階にある1歳未満の仔牛の所有においてやや目立った程度の位置を占めている状態である。

15エーカー以上で100エーカー未満の中位の農場群は農場総数の45%を占め

6) 農場面積を基準とした農場群の分類においては、そこに経済的意味を過度に付与することは危険であろう。とりわけ後にも触れるように、牧畜業を扱う際にはその点はなおさら留意しなければならない。しかし、本稿の分析が目的とする、牛の所有における集積・集中の程度と農民経営相互の関係を検討する上で、ここで採用した分類は十分有効であったし、また、資料上の制約を考慮するなら許されるであろう。この点は行論のうちに諒解していただければと思う。なお、平野義太郎氏も、同じく、15エーカー未満、15エーカー以上で100エーカー未満、100エーカー以上という具合に農場を三つの群に区分して分析されている。また、マルクスも、同じ分類基準を採用し、100エーカー未満の農場を経営する者を中小借地農業者としている。平野義太郎「アイルランドにおける土地問題」『歴史科学』昭和11年5月号、6月号所収参照、マルクス『資本論』第1部、青木書店版、1080、1090ページ参照。

ている。この農場群は、その他の牛の2歳以上のものの41.1%、1歳以上から2歳未満のもの58.2%、1歳未満の65.4%、また乳牛の64.1%を所有している。それは、この農場群が総農場数に占める割合(45%)とほぼ同程度かそれを少々上まわる程度(41~65%)の牛所有率といえる。こうした農場数比率と牛所有比率との相応、つまり、平均的所有規模という点において、一つにはいわゆる中位の群としてこの群を総括することができるといえよう。さらに、およそ5頭から15頭というこの群の乳牛を含めた全ての牛の各農場平均所有頭数は、下位の群のそれと比較すれば一定程度大きいものといえる一方、少くとも30頭、多くて60頭近くを所有する上位の群に比べれば2分の1以下というわずかな程度であって、こうした点においてまた、この群が占める位置がまさに中位のものであるといえるのである。と同時に、上記の5頭から15頭という平均所有頭数は一定の幅をもつものであり、したがって、この群を中位の群として一括したものの、その内部にあっては、各亜群の経営規模にある程度の格差があることは言うまでもない。もとより、15エーカー以上で100エーカー未満というかなり農場の面積規模にへだたりのあるものを一つの群として扱ったことからして、この点は十分に予想されたことではあるが⁷⁾。

農場総数の20分の1(5.3%)を占めるにすぎないわずか3万強の100エーカー以上の上位の群は、その他の牛で2歳以上のものの過半(53.9%)を所有している。また、1歳以上で2歳未満の牛の31.1%、最も分布率の低い1歳未満の牛と乳牛でさえその18%近くがこの群に属している。さらに、個々の農場は、す

7) 6)でも触れているように、中位の群をどこからどこまでに限定するかという点が非常にむずかしい。後述するように、少くとも30エーカー未満の農場では、明らかに自立的な小農経営が不可能であり、15エーカー未満と15~30エーカーとを経営の零落状態において厳密に区別することはできないであろう。ただ、後者が前者に比べて、まだしも、農場経営に少しでもふさわしい規模の面積であるということ、ならびに、面積規模で下から数えて、15エーカー未満の農場が総農場の50%をほぼ占めていること、こうした点で下位と中位とを15エーカーの基準で区別した。他方、上位との区分についてであるが、中位の上層に位置する50エーカー以上で100エーカー未満の農場は、中位の他の農場と比べてかなり多数の15頭という牛を所有している。しかし、本論で述べているように、この15頭は、少くとも30頭以上という上位の群と比較すれば、わずか2分の1以下の所有規模にすぎない。したがって、マルクスの言に頼るまでもなく、100エーカーの線で上位と中位を区分するのが妥当といえよう。

でに述べたように、30—60頭という相当多数の牛を所有している。とりわけ、2歳以上の牛を、下位・中位の群に比較して、目立って多数所有している。総じて、小数の農場群でありながら、かなり大きな経営規模を誇る上位の群が、発展するアイルランド牧畜業、わけでも、肉牛生産業において、極めて程度の高い生産の集積を実現していることがわかるのである⁸⁾。

ところで、ありうべき誤解を避けるために、また、農民経営相互の関係を違った指標から検討するために、1871年における各農場群の農場面積と総農場面積

第5表 1871年における各農場群農地面積

(近似値)

農場群	耕地 crop		草地 grass		一農場平均面積	
	エーカー	%	エーカー	%	エーカー	エーカー
下位	1,080,992	19	868,626	9	4.3	3.5
中位	3,416,101	61	5,135,968	51	13	19
上位	1,131,526	20	4,074,088	40	36	130
全体	5,628,619	100	10,078,682	100		

注1) 1871年における各群農場面積の統計数字は得られなかった。本表の数字は、マルクスによって紹介された1864年における各農場群農場面積を借用し、それを、71年の数字を近似的に示すものとして利用して計算したものである。

2) 下位の群の一農場平均面積は、1エーカー未満の農場を除外した数字である。

〔出所〕 H. Martens, *ebenda*, S. 36, マルクス『資本論』第1部、長谷部訳、青木書店版、1089ページより作成。

積に対するその割合、就中、耕地のそれを近似的に示す数字を挙げておこう(第5表)。というのは、これまでは、主に、牛の所有分布状況を検討することをつうじて、農民経営の相互関係の分析に つとめてきたが、十全を期するため

8) とところで以上の分析結果は、平均数値において示されたものであり、また、農場面積を指標とする階層区分にもついた数値から得られたものであって、したがってそれは、牛の所有における集積の度合と、ならびに牧畜経営を主とする農場間の経営規模の相違の程度を、いくらかより滑らかに均した形で表現しているといえよう。さらに酪農業についてはより一層綿密な検討が必要であろう。乳牛は肉畜幼牛飼育用の牛乳を供給すると同時に、当然のことながら、酪農用にもそれを供給していた。酪農を主とする大経営が、上位の群に限らず、中位、下位の群の中にさえ存在することが十分予想される。というのも、周知のように、酪農業はより集約的であり、しかも、これまで検討を加えてきた数値が、その他の牛に比べて、乳牛が下位と中位の群にも比較的多数所有されていることを示しているからである。本稿では、乳牛に関するこうした問題を指摘するとどめ、さしあたり酪農を捨象して分析を行った。

には、牧畜業の発展とは対照的にますます衰退しているものの、下位の農場群においては依然として経営の中心に位置する耕種農業からする検討が補足されなければならないからである⁹⁾。

第5表では、当然予想されるように、牧畜向きとみなすことができる草地に関しては、全農場のおよそ50%に当る下位の群に全草地のわずか9%近くが、45%の中位の群に全草地の51%近くが、5%の上位の群に40%近くが属している。先に見たその他の牛の2歳以上のものの所有分布比率(5%—41%—54%)とほぼ同程度の割合を示しており、草地の集積程度が極めて高いことがわかる。つぎに問題となる耕地に関してであるが、下位の群に全耕地の19%近くが、中位の群に61%近くが、上位の群に20%近くが属している。また、平均すれば、1エーカー未満農場を除いた下位の群の各農場はおよそ4エーカーの耕地を所有し、中位と上位の各農場はそれぞれ約13エーカーと約36エーカーを所有していることになる。耕地に関しては、その度合はやや低くなるものの、先に見た、その他の牛の1歳未満の幼牛および乳牛の所有分布比率(第4表参照)とほぼ同程度に高い集積・集中比率を示している。そして、ここでも、より多くの牛を所有し、より大きな草地をもつ農場が、より大きな広い面積の耕地を耕作しており、他方、より少ない牛を所有し、より小さな草地をもつ農場が、より小さな耕地しか耕作していないことがわかる。しかも、同じ耕種農業であっても、おそらく下位の群になるにつれて、生活自給的ジャガイモ生産を主とする零細経営という性格が色濃くなる一方¹⁰⁾、上位の群になるにつれて、家畜飼料を中心とする商品作物的生産という性格が強くなると考えられるのである¹¹⁾。

9) だが、耕種農業の具体的中味にたちいった。しかも農場群別の分析を行うことはできず、ただ、各群の耕地面積の総耕地面積に対する割合、それも近似的なそれを呈示するにとどめざるをえなかった。

10) 「ジャガイモは貧者の作物である」。西部地方に多数見ることができる小さな農場の農民は、家族の生活に必要なオート麦、ジャガイモ、ミルク等を生産しているだけで、地代は農業以外からの収入によって支払っていた。M. J. Bonn, *Modern Ireland and Her Agrarian Problem*, translated from the German by T. W. Rolleston, 1906, pp. 35, 43.

以上、牛の所有と草地の所有における著しい不均等、ならびに、耕地の所有における不均等に示される農場群間の経営規模の大きな相違は、以下のことを予想させる。

15エーカー未満の下位の農場、就中、5エーカー未満の農場にあっては、M. J. ボンの印象的な記述¹¹⁾をかりていえば、その経営規模は極めて小さく、土地から得られる収入は、地代と租税に取られてしまい、家族を養うには到底不足し、いや、その収入をもってしても、地代と租税を支払い、カトリック司祭へ供物することにも不足し、別途の収入源を求めることがどうしても必要となる。こうした農場を経営する農民の多くは、分解の観点からするならば貧農であり、同時に、むしろ主として自分の労働力の販売に頼って生活するほかならぬ土地もち労働者である。他方、100エーカー以上の上位の農場群においては、その経営規模は牧畜と耕種農業の双方にわたって相当程度大きく、こうした農場群のなかには、農民家族の労働基準量を明らかに越えるほどの経営規模に達して、したがって、後述するように、賃労働の雇用に頼らざるをえないものと推定される経営、すなわち富農経営・資本主義的経営の存在が予想される。最後に、以上二つの群の間において、総農場の半数近くを占める膨大な数からなる中位の農場群についてである。牛の所有規模、農場面積規模において、上・下位の群に比べて、この群は中位の程度を示している一方、この群そのものの農場間にはその経営規模に相当大きな幅をみることができ。すなわち、この群は、自立的小農経営を維持することが明らかに不可能であると考え

11) アイルランドの総耕地の過半近くに作付されているオート麦(1880年におけるオート麦作付面積は総耕地3,171,259エーカーの45%に当る1,381,928エーカーであった。*Agricultural Statistics, Ireland, 1881*)は、その収穫の3分の2近くが家畜飼料用であったと考えられる(1912年の数字であるが、総生産高95.5万トンのうち60.7万トンが家畜飼料として消費された。E. J. Kiordan, *Modern Irish Trade and Industry, 1920*, p. 61)。大規模な牧畜経営農場において、こうした飼料用オート麦が栽培されていることを確認する資料を入手していないが、大牧畜農場は多数の家畜を所有して、多くの飼料が必要であり、しかも、同時に相当大きな耕地を所有していることから推察して、そこでの耕種農業が家畜飼料作物を生産していることは十分予想される。

12) M. J. Bonn, *op. cit.*, p. 53.

られる農場面積30エーカー未満農場¹³⁾をはじめとした、下位の群に連なる多数の窮迫農場と、他方、1人ないし2人の賃労働者の雇用に依拠する少数の富裕な農場から構成されている。つまり、中位の群を構成する経営主の多数は、ごく少数の富農層を分出する一方、その多数が貧農層へと没落しつつある、まさに分解の過程にある中農に該当する農民なのである。

さて、こうした予想を大略裏書きしてくれるラフィーヴァ¹⁴⁾の1880年代の分

第6表 1880年代のアイルランドにおける農業階級と経営内容

	階層区分	農場数、人数	経営規模と性格			
			規模	総面積	地代	労働力
1	特別な事業家注1)		大牧畜農場 (市場向け) 肥育牛		年価値注4) 200万 ポンド	経営主は 不在
2	借地農業家 tenant farmer	32,000 農場	大農場 平均200 エーカー	約660万 エーカー	全農場合 わせて400万 ポンド	賃労働 金者
3	借地農 tenant	208,000 農場	小農場 平均30 エーカー	640万 エーカー	各農場10~ 100ポンド	家族+1, 2 の 賃労働者
4	小借地農 small tenant注2)	365,000 人	10ポンド以 下の小地片		10ポンド 以下	自ら事実上 の賃労働者
5	農業労働者 agricultural labourer注2)	143,800 人	注3) コネイカ			

注1) a special class of persons engaged in the business.

2) cottier tenant を多数含んでいる。

3) コネイカ conacre.

4) 年価値の内容は不明。

〔出所〕 G. Shaw Lefevre, *Agrarian Tenures*, 1893, pp. 99-102. より作成。

13) 19世紀後半をつうじて、1エーカー未満の農場を除いた、30エーカー未満の農場が一貫してその数を減らしたことで、第二に、M. J. ボンによれば、20エーカーと40エーカーの間に、経済的保有地 economic holdings と非経済的保有地 uneconomic holdings とを分つ線が走っていたこと (M. J. Bonn, *ibid.*, p. 56)、第三に、後論で紹介するように、ラフィーヴァによれば、アイルランド農業階級の主体を構成するテナント tenants が経営する農場が平均して30エーカーであったこと (G. Shaw Lefevre, *Agrarian Tenure*, 1893, p. 100)、以上のことから、少くとも30エーカー未満の農場は非自立的な小農経営農場であると考えられる。

14) 前掲拙稿「19世紀後半アイルランドにおける土地所有関係とイギリス地主制度」において、G. S. Lefevre を G. S. ルフェーブルと訳したが、大塚高信他編『固有名詞英訳辞典』によってラフィーヴァと改めた。

析を借用して、1870—80年当時のアイルランドにおける農民層分解の状況を総括しよう(第6表)。

ラフィーヴァは、当時のアイルランドにおける農業従事者を表示の5つの階層に分類している。

第一の階層は、最上の最も肥沃な大牧畜農場を経営し、市場向け肥育牛を飼育し、販売していて、かれらの多数は、不在の「特別の事業家 a special class of persons engaged in the business」である。

第二の階層は、平均するとほぼ200エーカーとなる大規模な農場を、賃労働に依拠して経営する借地農業家 *tenant farmer* であって、その数は想像以上に多く、農場数が32,000にもものぼっている。

第一、第二の階層は、明らかに資本家的農業経営者・富農層と見なすことができよう¹⁵⁾。先に見た、100エーカー以上のおよそ3万農場の経営者がほぼこれらの層に該当すると考えられる。

第三の階層は、その規模以下では明らかに自立的経営が不可能であると考えられる、30エーカーという規模の借地を中核とした20万余の農場の小経営主であって、「アイルランド農業階級の主体を構成している」(ラフィーヴァ)。この階層は、おそらく、分解の観点からは、ひとまず中農と見なすことができよう。とはいえ、この層は、当然のことながら、地代額にして10ポンドから100ポンドまでの大きな幅をもち、おそらく歴大な事実上の貧農部分を含む一方、1~2人の賃労働をかかえた事実上の富農層をも含んでいることに留意しなければならない。

第四の階層は、地代額にして10ポンド以下という極めて零細な小地片を経営する小借地農 *small tenant* である。ラフィーヴァによると、かれらのうちには通例他人の土地の上で貧しい小屋に住むいわゆるコッティア *cottier tenant*

15) M. J. ボンによると、アイルランドの最良の牧場のテナントは「大規模な資本家的牧畜業者 a capitalist stock-farmer on a large scale」であることがしばしばであった。M. J. Bonn, *op. cit.*, p. 91.

が多数含まれており、かれらの多くは、土地からの収入だけでは到底生活することができず、また、地代すら払うことができない状態であった。かれらは、隣接する農場での賃稼ぎ、さらには、収穫期の仕事やれんが製造等の仕事をもとめての3—4か月にもおよぶイギリスへの出稼等、自らの労働力の販売によって、かろうじて家族の最低生活を維持している。かれらは、第三の階層の下層部分につづく龐大な貧農および土地もち労働者の層であり、また典型的な「出稼ぎ農民」の実態をなしている層と見なしてよいであろう。

第五の階層は、純粋な「裸の」農業労働者である。やはりラフィーヴァによれば、かれらは、他人の土地で賃金めあてに働き、その多くが、その土地にあって、通常、一片の菜園もジャガイモ畑も付属していない最もみすばらしい小屋に住むコッチェアである。かれらのうちには、家族の食扶持を確保するために、コネイカ *conacre* といわれる猫額大の土地を、一作期限で、法外な地代でもって借地し、ジャガイモ栽培ないしは牛の飼育を行う者が多数いた。また、賃金引下げを代償に、ファーマーの牧場で牛を飼育する許可を得て、家畜投機に賃金を投げだす者もいた¹⁶⁾。ここには、債務奴隷的賃労働の性格を色濃く帯びたアイルランド農業労働者の姿の一端をかいま見ることができよう。

ラフィーヴァの分析は、1880年代において、アイルランド農民層が両極に分解していて、経営(営業)の性格を異にする農民層、農業従事者から構成されている事実を示している。すなわち、それらは、農場面積100エーカー以上で、総農場のおよそ5%強に当る約3万農場を経営する「特別な事業家」および「借地農業家」に代表される資本主義的大経営主・富農、農場面積が中位の程度(15エーカーから100エーカーの間)の規模で、平均するとおよそ30エーカーになる約21万農場を経営する「借地農」層にはば該当するところの中農、地代額にして10ポンド以下、農場面積にしておよそ15エーカー未満の小地片を経営し、同時に労働力を販売することによっても生計を立てている約37万人の「小借地農」のうちにもみることができるといえる貧農・半プロレタリア、最後に、「小借地農」

16) *Ibid.*, p. 41.

と見分けがたく連なっている約14万人の純粋に「裸の」労働者、大別してこうした四つの型の農業階層から構成されていた¹⁷⁾。

さて、こうした農民層分解は、土地所有にとってどのような意味をもち、地主の側にいかなる対応を促したのであろうか。アイルランド農民層の分解の進行は、およそ50数万農場からなる無権利・劣悪保有条件を特徴とする零細小経営とそれを存立の基礎とする大土地所有、この土地所有の従米の枠組と衝突せざるをえなくなった。なぜなら、農民層の分解は、まさに、それまでの枠組における大土地所有の存立の基礎、すなわち搾出地代を担う無権利な農民の小経営そのものの分解・解体にはかならないからである。こうして、大土地所有は、その存立の土台が分解していくにつれて根本的に震撼させられ、自らの存立の危機に直面することになる。ここに、大土地所有の側から直面する危機打開の新たな対応が打ち出されるのである。これが、19世紀中葉から後半を通じて、

17) 農民層分解の進行、資本家的経営の形成を明らかにする上で、労働力に関する分析は最も重要なものといえる。しかし、対象とする時期における労働力についての統計は見いだすことができ

1912年における農場規模別農業従事者

農場規模	A農場数	B家族員	C常雇	D臨時雇	C+D/A	C+D/B
下	1 未満 1以上～5未満 5以上～15未満	86,906 62,354 154,354	30,711 44,358 174,259	870 2,538 7,747	3,946 5,034 15,978	0.12
中	15以上～30未満 30以上～50未満 50以上～100未満	136,839 76,384 58,979	217,855 139,644 116,323	17,114 23,956 41,695	23,740 22,758 24,885	0.57
上	100以上～200未満 200以上～500未満 500以上	22,789 7,745 1,610	42,900 11,990 1,768	33,117 21,895 11,887	16,638 8,216 2,666	1.67
計	607,960	100	779,808	160,819	100	123,861

注) 農場数は1911年の数値である。

〔出所〕 *Agricultural Statistics 1847-1926*, 1930, p. 160, H. Martens, *Die Agrar-reformen in Irland*, 1915, S. 268. より作成。

なかった。ここで、傍証として、1912年の統計数値を呈示しておく。上位の群は平均して約3人の賃労働者を雇用している、それは家族員の1.67倍に当たっている。この群では明らかに労働力の主力が賃労働力にあるといえる。総農場の20分の1にしかならないこうした上位の群に、常雇の42%と臨時雇の22%が集積されている。

イギリス穀物法撤廃とアイルランド大飢饉を契機に、アイルランド農業が耕種農業から牧畜業へ転換していく過程のいわば裏側で、地主によって強力に遂行せられた土地清掃 land clearance である。

II 地主による土地清掃

地主の側の対応はまず地代をつりあげることから始まった。王立農業委員会のアイルランド担当副委員である T. ボールドウィンならびに C. ロバットソンは、1880年1月1日付の予備報告書

第7表 地代引き上げの一事例

年 度	地 代 額	上昇率
1851—52	4£ 13 s. d.	1
1853	6 4	
1860	6 10 6	1.4
1861	7 15	1.7
1862—64	9	
1869	12 13 4	2.7

で、ダニゴール県 Co. Donegal の南西部にある一所領の小さな農場における異常なまでの地代つりあげの事実を提供している(第7表)。そこでは、1851—52年当時に4ポンド13シリングであった地代が、10年後の1861年には1.7倍になり、約20年後の1869年には2.7倍になっている。1870年代後半か

[出所] T. Baldwin & C. Robertson, *Preliminary Report of the Assistant Commissioners for Ireland*, 1880.

ら1880年代初めにかけてアイルランド全土を闘争場裡にまき込んだ、あのアイルランド土地戦争勃発ののろしとなったメイオウ県 Co. Mayo の集会は、ほかならぬ、バーク某なる地主による地代の法外な引き上げに対する抗議を目的としたものであったのである¹⁸⁾。

18) メイオウ県の集会については、拙稿「19世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法」を参照されたい。ところで、B. L. ソロウは、所得税を課税するための算定土地財産評価額統計数値 Gross Amount of the Annual Value of Property and Profits, Assessed to the Income Tax, under Schedule A (for all Lands, Tenements, Tithes not commuted, Manors, Fines, &c.) に、農産物価格上昇の条件を加味した修正計算を行って、1865年から80年まで地代はわずか12%しか上昇しなかったとしている。女史が1865年以後に限った理由は十分にはわからないが、女史と同じようにして1855年から65年までを計算すると、地代上昇率は33%になった。1855年から80年までにおよそ50%近く地代が上昇したことになる。地代上昇率はわずかであったとはいいがたいであろう。さらに、総土地財産評価額の上昇と個々の場面での地代の引き上げとはどの程度相応しているのだろうか。また、右の土地財産評価額はどの程度正確に現実の借地料を反映しているのだろうか。これらは今後のより一層綿密な検討に待たねばならない。なお、

第8表 農民追放件数

年 度	被追放家族数	再入許可 家 族 数
1849	16,686	3,302
50	19,949	5,403
51	13,197	4,382
52	8,591	2,041
53	4,833	1,213
54	2,156	331
55	1,849	525
56	1,108	230
57	1,161	242
58	957	237
59	837	346
60	636	65
61	1,092	274
62	1,136	243
63	1,734	183
64	1,924	276
65	942	183
66	795	185
67	549	90
68	637	122
69	374	63
70	548	104
71	482	114
72	526	118
73	671	152
74	726	200
75	667	71
76	553	85
77	463	57
78	980	146
79	1,238	140
80	2,110	217
計	90,107	21,340

注) 1870年以降の数字は、借地人として再入許可された者だけの数である。

[出所] B. L. Solow, *op. cit.*, p. 55.

つぎに、地主は、この引き上げた地代を基準に、地代滞納を根拠にして、農民の追い出しにかかるのである(上記メイオウ集会は地主による追放の脅迫・強要への抗議をも目的としていた)。第8表は1849年から1880年までの毎年の農民追放件数を示している。表示件数は警察当局が把握したものであって、実際の追放件数はおそらくこれを上まわるものと思われる。だが、こうした表示の追放件数ではあるが、1849年から1880年に至る約30年間の被追放家族数約9万は、1880年当時のアイルランド農民・農業従事者70数万人(第6表参照。第2, 3の階層については、一農場を一農民家族が経営するものと仮定した。)の1割をはるかに越えるものであって、それは、農民追放がいかにも大規模に展開されたかをよく示している¹⁹⁾。

では、それまでその存立の基礎としていた多数の無権利な小農民経営を「清掃」した後、地主はいかなる基礎で大土地所有を維持しようとしたのであろうか。そのことを示す典型例を、中央アイルランドと西部アイルランドの境に位置するポロック領 Pollock-Estate の事態²⁰⁾に見ることができる。

ソロウ女史は、Schedule B (in respect of the Occupation of Land, Tenements, and Hereditaments) すなわち土地等の占有 occupation にもとづく所得の統計を、Schedule A と間違っていて使用している。ただ、女史の12%は、Schedule A で計算しても、その場合、1869年から1881年の数値としてであるが、だいたいあてはまっている。Cf. B. L. Solow, *The Land Question and the Irish Economy, 1870-1903*, 1971, pp. 57-70, *Statistical Abstract for the United Kingdom 1856 1870, 1869-1883*.

ポロック某なる人物はスコットランド人の地主であり、また農業経営者 farmer でもあった。スコットランドにおよそ1万エーカーの土地を所有するかれは、1850年代に、アイルランドのゴールウェイ県 Co. Galway にある農地 farmland 約3万エーカーを、負債所領裁判所 Encumbered Estate Court²¹⁾を通じて購入した。これが上記ポロック領である。かれは、スコットランドでの経験を生かして、アイルランドの広大な土地で牧畜を中心とした農業経営を行おうとしたが、かれが手に入れた土地には多数の小借地農が住んでいて、土地は小さな借地に分割されていた。ここに小借地人の大清掃が必要とされ、遂行されるのである。

ポロックはまず、農民たちにかれらの動産 (crop, stock) に対する一定の補償を与えて、その上で、かれらを土地から立ち退かせることに成功した。つぎにポロックは、農民を一掃した土地に排水等の改良を施し、それらの土地を耕作

19) ソロウ女史は、まず1854年までは飢饉の影響として例外的に扱った上で、1855年から80年までの追放は、再入許可者 (tenant および caretaker として) を差し引くこととした事柄ではなかったとしている。また、追放は地代不払いの場合を除いてはまれであって、総じて、19世紀中葉のアイルランド農業史において追放は小さな断片にしかすぎないと主張している。まず第一に、飢饉の時期に見ることができるのは、女史も述べているように、少くともそれまでの地代滞納分を支払った上でのものであって、地主の追放手段はまことに威力のあるものなのであった。さらに、再入許可者がその後どのような関係のもとにおかれたのかということが重要な問題なのであるが、この点は後論で触れる。Cf. B. L. Solow, *ibid.*, pp. 51-57.

20) B. L. Solow, *ibid.*, pp. 88-90, H. Martens, a. a. O., SS. 17-18, J. Bateman, *The Great Landowners of Great Britain & Ireland*, 4th edn., 1883, repr. edn. 1970, p. 362 を整理した。マルテンスは、ポロック領がロスコモン県 Co. Roscommon にあったとしているが、この点については、ソロウとペイトマンの言うゴールウェイ県 Co. Galway が正しいであろう。

21) 1849年に公布された Encumbered Estate Act にもとづいて設置された「抵当に入っている破産所領の譲渡のための一種の破産整理委員会」(M. J. Bonn, *op. cit.*, p. 60) のことである。のちになって、それは1858年の補充立法で「Landed Estate Court」に改組され、抵当に入っていない土地についても当委員会を通じて販売することができるようになった (H. Martens, *ebenda*, S. 16)。この委員会を通じて、1848年から58年までに2,300ポンドの土地が、1858年から89年までに2,900万ポンドの土地が販売された。土地の購入者の多数は資本家で、なかには大きな保険会社もいた (*ebenda*, S. 16, M. J. Bonn, *ibid.*, p. 60)。

と牧畜の両方に適するいくつかの大農場に分割した。こうした上で、ポロックはそれらの大農場を低くて年200ポンド、高い場合には年2,000ポンドにものぼる地代で、19年間もしくは21年間の定期借地 lease で借地農に貸し出したのである。

同時に、ポロックは、入手した土地の一部をそれまでの小借地の状態のまま維持し、それを200人の零細な年借地農 small yearly tenants に貸し出した。これらの小借地農場の地代は平均して9ポンドという少額であり、そこでの経営は極めて零細な状態であった。これらの小借地農民は、農業収入だけでは地代すらも支払うことができず、イギリスへ季節労働者として出稼ぎに行くか、または、新たに創り出された大借地農場に賃労働を提供することを余儀なくされたのである。

一方、追放された小借地人たちは、一部は大借地農場に雇用され、他の一部は「泥炭地の真中に新しく小屋を建て、土地を開墾し」(マルテンス)で、そこに住みつき、残りの一部はアメリカに移住したのであった。泥炭地に住みついた農民たちは、「収穫をあげることができるようになるとただちに地代を支払う」(マルテンス)ことを強要されたのであった。

ポロック領の事態は地主がいかなる新しい基礎上で大土地所有を維持しようとしているか鮮明に描きだしている。地主は多数の小農民を土地から追放した後、小農地を統合して大農場(2,000ポンドの地代!)を創設する。そこに大借地農業家を導入し、追放された「農民」と依然として零細小地片(平均して9ポンドの地代)に縛りつけられている農民の賃労働に依拠した資本主義的大経営を実現する。つまり、新たな資本主義的基礎上で大土地所有の維持と、その経済的性格の地主的改良である。

ポロック領以外の所領で遂行された農民追放が、こうした地主的改良をめざすものであったことを確証する材料は、今のところ筆者は手に入れることができていない。しかし、ポロック領において見ることができた事態が、すでに確認した農民層の両極分解の進行の基礎上で遂行されたものであり、しかも同時

に、この農民層分解を逆に一層促進するものであったことを考慮するなら、一例証にすぎないとはいえ、ポロック領の例は、農民層分解の進行によって危機に直面する大土地所有が危機打開のためにとらざるをえなかった対応策を典型的に示しているといえよう。

ところで、地代の滞納・未払いを口実とした農民追放→大農場の形成・資本家の借地農の導入→土地所有のブルジョア的基礎への地主的移行、こうした地主的土地清掃は、当然のことながら、地主的大土地所有の維持をめざすものであって、そこでは土地所有の権能が最大限に行使されたのであった。したがってまた、それは、従来の土地所有諸関係のもとでの農民層の無権利状態を永く維持・強化するものであった。第一に、農民追放は、すでに述べたように多くの場合、地代のつりあげ・搾出地代の一層の強化を挺子として、地代の未払い・滞納の口実で遂行された。したがって第二に、零細小経営から搾出地代を収取できるかぎり、ポロック領の例にも示されるように、大土地所有はそうした小経営を存続させ、それを基礎として自らの経済的実現をはかったのである。資本主義的基礎上で大土地所有の存立と搾出地代を担わされる小経営を基礎とした存立との同時並存、後者から前者への農民にとって最大の苦痛を伴った移行である。こうして残された多数の広汎な零細小経営（1871年において、30エーカー未満の農場は総農場の73%を、50エーカー未満の農場全体は85%を占めていた）は、依然として、大土地所有の支配下における劣悪借地条件のもとで呻吟するとともに、資本主義的大経営の競争に晒され、その債務奴隷的窮乏状態を一層深刻化させるのであった。農民追放、巨大地主による土地独占のもとでの過剰人口の増大、土地をめぐる「競争」の一層の激化、ならびに、追放を免がれるためのより劣悪な借地条件の甘受、さらに、資本主義的大経営による競争のもとでの経営の一層の破綻等々である。だが、第三に、こうした零細小農民への搾出地代の強化は、反転して、経営条件の改良、経営の拡大をめざそうとする富農・資本主義的経営主の足枷にもならざるをえない。搾出地代を担う小経営が存続するかぎりでの、公正地代＝真の意味での資本主義的地代の未

成立、すなわち、借地料の「平均利潤」部分への食い込み、土地所有による資本の収奪である。最後に、何よりも最も悲惨な形態で無権利性を体現したのは、ほかならぬ事実上の土地もち労働者であるところの貧農、裸の労働者であった。地主による土地清掃は、すでに見たアイルランド農民層のプロレタリア化の過程を、イギリス人巨大地主支配下の植民地的アイルランドにまことにふさわしい実に苦痛に満ちたものにした。それは、コッティアならびにコネイカの「借地」に示される、異常なまでの土地への執着、ぬきさしならぬ債務奴隷の状態におい込められた零落農民・土地もち労働者および「裸の」労働者の広汎な存在のうちに示されていることはもちろんのこと、何よりも、大量の餓死とイギリスおよびアメリカ合衆国をはじめとした海外への大量の移住、出稼ぎ等々のうちに見てとることができる。1841年から90年までの50年間に、少なくとも90万人以上がイギリスに移住しており、また、合衆国へは、1845年から90年までに約350万人が移住したのである²²⁾。イギリスへの季節労働者としての出稼ぎをも考慮するなら、より大量の労働力がイギリスに流出したことになる。

総じて、イギリス穀物法の撤廃とアイルランド大飢饉を契機にして、19世紀の中葉から後半を通じて、地主の手によって強力に遂行せられた土地清掃、すなわち農民層分解の進行に規定されながら、逆にそれを一層無慈悲な形で強力に促進することを通して、新たな資本主義的基礎上での大土地所有の維持とその性格の地主的改良は、まさに、あのイギリスが経過した16—19世紀のインクロージャ enclosure に代表される過程の、アイルランド的矮小版、一層悲惨な

22) イギリスへの移住についてであるが、B.トーマスの計算によれば、1841年から51年までの10年間に約37.4万人、51年から61年までの10年間に21.5万人がアイルランド海峡を渡ってイギリスに移住した。1876年以降については統計数字が与えられていて、それによると、1876年から90年までの15年間に155,539人が移住している。毎年1万人以上が移民したことになる。ところで、1862年から75年までの数値は与えられていない。しかしその期間少なくとも毎年1万人は移住していたと考えられる(1876年から90年までは毎年の海外移民全体のうち約7分の1すなわち6.9万人分の1万人強がイギリスへの移民であったが、毎年8.2万人が海外へ渡った1862年から75年においても少なくともその8分の1に当る1万人はイギリスに渡った者であろう)。こうして、1841年から90年までの50年間におよそ90万人近くがイギリスに移住したことになる。B. Thomas, *Migration and Economic Growth*, 1954, p. 73. W. F. Willcox (ed.), *International Migrations*, Vol. 1, pp. 730-731.

形態でのアイルランド的再現ともいえるものであった²³⁾。

一方に、20万人近くの中農および50万人近くの貧農・プロレタリアートの債務奴隷的窮迫化、他方に、3万強の富農・資本家的経営の形成、こうした農民層分解の進行と、この農民層分解の基礎上で、しかも逆にそれを一層推進する農民追放を核とした地主的土地清掃の展開、まさにこうした事態の進行こそが、それまでのアイルランドにおける土地所有諸関係を桎梏と化し、土地戦争を必然化させたのであった。すなわち、一方における、債務奴隷的貧窮状態の打破と地主による追放反対を要求する中・貧農とプロレタリアート、他方における、経営を改善し拡大しようとする富農・資本主義的経営主、こうした全ての階層に共通して大土地所有の存在が耐えがたいものになり、ここに3F要求(Fixity of Tenure, Fair Rent, Free Sale of Tenant Right)に代表される借地条件改善闘争と、フィーニアン Fenian の流れに示される土地革命をめざす闘争とが合流し、全農民層・農耕階層を統一した、地代引き下げ、農民追放反対に始まり、農民の土地要求、大土地所有そのものの廃絶要求にまで到達した、土地同盟 Land League に結集する農民闘争＝土地戦争が必然化されたのであった。

しかしながら同時に、地主的改良・進化は上層の農民層を土地所有の側にくり込むことを不可避的に内包するものであった。すなわち、それは、大土地所有の経済的実現の基礎の、農民層分解の過程で形成された富農的・資本家的経営への移行、つまり、資本と土地所有が共通して賃労働の搾取に利害をもつ構造への転換にほかならなかった。したがって、農民層分解がより一層進行する

23) 封建的大土地所有を前提として出発し、イギリス革命における政治変革で明確にその方向性が規定され、19世紀中葉の産業革命の終了とほぼ並行的に三分制の確立をもって一応の完成をみたイギリスにおける土地所有の経済的性性格の地主的改良、このイギリスの16-19世紀の過程については、尾崎芳治、学位論文『イギリス革命における土地変革——近代イギリス農業・土地制度「三分制」形成史序説——』最終章を参照されたい。植民地的アイルランドに特有のより悲惨な形態を襲いながらも、イギリスの過去が19世紀のアイルランドに再現されている。「チューダー期のインクロージャとアイルランドの clearance とを比較することは有益である。……16世紀、トマス・モアは、羊が人間を食うと言って非難した。19世紀アイルランド人は、牛が人間を食うと言って非難したのである。……アイルランドの土地清掃は、ただ短期間に集中して遂行された点を除いては、決してめずらしいことではない」E. Barker, *Ireland in the Last Fifty Years 1866-1918*, 1919, pp. 44-45.

と同時に、さらに、グラッドストーン土地法に示されるイギリス政府の政策がまさにこうした地主的改良を一層前進させる方向で打ち出されるに至って、全農民層・農耕階層と土地所有との対立が後景に退き、農民層内部の対立(富農・資本家的経営主と貧農・プロレタリア)が表面化し、ここに、土地同盟内の借地条件改良に要求を限定しようとする流れと、大土地所有の破砕にまですすもうとする流れとの対立が激化し、イギリス政府と土地同盟内改良派との妥協という形で土地革命は流産したのであった。